

●香川県告示第95号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成27年3月20日

香川県知事 浜 田 恵 造

土 砂 灾 害 警 戒 区 域			
所 在 地	区 域 の 名 称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示
観音寺市栗井町	片山（III-3034）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
〃	南射場谷川（5-22-II）	土石流	〃
〃	奥谷（85）	地滑り	〃
〃	柳谷（86）	〃	〃
観音寺市大野原町有木	有木（92）	〃	〃
〃	有木南（93）	〃	〃
〃	有木西（94）	〃	〃
〃	落合（97）	〃	〃
観音寺市大野原町井関	尾合谷（99）	〃	〃
観音寺市大野原町海老済	海老済（95）	〃	〃
〃	石砂（96）	〃	〃
観音寺市大野原町田野々	田野々旭（98）	〃	〃

土 砂 灾 害 特 别 警 戒 区 域			
所 在 地	区 域 の 名 称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
観音寺市栗井町	片山（III-3034）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その関係図書を香川県土木部河川砂防課、香川県西讃土木事務所及び観音寺市建設部建設課に備え置いて縦覧に供する。）